

被保険者の健診における個人情報の共同利用について

三菱UFJニコス健保組合（以下「組合」という。）は、その保有する個人情報（個人データ）について、次のとおり共同での利用を行いますのでお知らせいたします。

なお、個人情報保護法第23条第4項第3号において、「①個人データを共同して利用すること、②共同して利用される個人データの項目、③共同して利用する者の範囲、④利用目的および⑤個人データの管理責任者の氏名・名称について本人が容易に知りうる状態に置いているとき」は、当該個人情報（データ）の提供を受ける者は第三者に該当しないことから、あらかじめ本人の同意を得ずに当該個人情報（個人データ）を他に提供できることとされています。

1. 共同利用の趣旨

労働安全衛生法に基づき事業主が実施する健康診断と高齢者の医療の確保に関する法律、健康保険法に基づき組合が実施する生活習慣病健診（特定健康診査、婦人科健診含む）には一部重複した項目もあり、組合と事業主の共同にて健診を実施することが、被保険者（従業員）の健康管理を考える上で効率的、効果的であるため共同事業として実施します。

2. 共同利用する個人データの項目およびデータを取り扱う人の範囲

(1) 利用する個人データの項目

氏名、生年月日、性別、住所、事業所名、従業員番号、健保記号番号、健診受診日、健診実施機関名称、健診実施機関所在地、健診種目名称、健診結果数値、所見、判定

(2) 取り扱う人の範囲

組合 事業担当者、事務長、常務理事、産業保健専門職（保健師等）

事業主 事業担当者、事業担当責任者、下記（5.）責任者、
産業保健専門職（衛生管理者、看護師、保健師、産業医等）

3. 共同利用者について

(1) 共同利用者の利用可能対象者の範囲

当組合の被保険者で下記(2)の共同利用者の役職員である者とします。

(2) 共同利用者名称

①三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷3-33-5	記号1
②カードビジネスサービス株式会社	東京都文京区本郷4-1-1	記号2
③MUニコス・クレジット株式会社	東京都文京区本郷3-33-5	記号20
④MUニコス・ビジネスサービス株式会社	東京都文京区本郷4-1-1	記号21

4. 共同利用目的

組合と事業主が共同で下記の事を実施するために使用します。

- (1)健診結果に基づき、今後の健康保持・増進のための指導・相談・情報提供を行う。
- (2)保健事業計画や従業員健康管理施策を策定する際に健診データの分析結果を反映する。

5. 個人情報管理について責任を有する者

三菱UFJニコス健康保険組合	常務理事	電話 03-3815-6216
三菱UFJニコス株式会社	人事部長	電話 03-3811-3111
カードビジネスサービス株式会社	業務部長	電話 03-3813-2962
MUニコス・クレジット株式会社	事業部長	電話 03-5784-9141
MUニコス・ビジネスサービス株式会社	総務部長	電話 03-3813-6311